

亀山市公告第108号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、平成31年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、同条の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月26日

亀山市長 櫻 井 義 之

椿世町字西松、亀田町字美泥、羽若町字西野、阿野田町字門垣戸、阿野田町字上野垣戸、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、野村二丁目、栄町字柴戸、和田町字土地元、和田町字和田之原、川合町字里沢、川合町字山田、川合町字北中の山、川合町字柴野、みずほ台、みずきが丘、長明寺町字池ノ谷、長明寺町字菖蒲谷、川崎町字植田中、川崎町字御幣立、能褒野町字能褒野及び能褒野町字小林ヶ鼻のうち公共下水道が使用できる区域